岩手県社会福祉士会　権利擁護センターぱあとなあ岩手活動費助成支給要領

２０２１年３月１３日制定

最終改正２０２４年1月１３日

（目的）

第１条　この要領は一般社団法人岩手県社会福祉士会（以下、「本会」という。）権利擁護センターぱあとなあ岩手（以下、「ぱあとなあ」という。）活動費助成支給要綱第６条の規定に基づき、必要な手続きを定めるものとする。

（対象）

第２条　ぱあとなあ活動費助成支給要綱第２条第１項については、預貯金が少額等のために報酬申立を行うことが適当でない場合には、参考書式「無報酬に伴う後見事務報告書」により、家庭裁判所に定期報告を行うものとする。ただし、預貯金額が継続的に１２万円を超える状態が次期報告時まで続く場合は、報酬付与申立を必須とする。

（助成開始）

第３条　活動費助成支給の活動期間については、受任負担金の納付に合わせて２０２１年５月以降を対象とし、助成開始は２０２２年５月以降とする。

（申請）

第４条　活動費助成支給を受けようとするものは、本会「ぱあとなあ」活動費助成支給要綱第２条各号に該当することが証明できる書類とともに別紙様式１「成年後見等活動費助成支給申請書」を事務局に提出するものとする。

２　申請は年１回とし、前年に申立したものを「２月報告書」とともに提出するものとする。

（審査）

第５条　提出された申請書は、３月に開催するぱあとなあ運営委員会で審査を行う。

２　審査の際に申請書および添付書類に不備がある場合には、期限を定めて再提出を求め、改めて委員長、副委員長で審査を行う。

３　ぱあとなあ運営委員長は審査の結果を会長に報告する。

（活動費助成支給）

第６条　会長は、活動費助成支給の審査結果について理事会に報告し、事務担当者が指定口座に振り込む。

（改廃）

第７条　この要領の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

この要領は、２０２１年３月１３日から施行する。

この要領は、２０２４年１月１３日から施行する。